

令和2年5月28日

東久留米市内の保育園に
乳幼児が在籍する保護者 各位

東久留米市子ども家庭部子育て支援課長 関 知紀

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について

日頃より東久留米市の保育行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

保護者の皆様におかれましては、保育等の提供を縮小して実施する期間における対応にご協力いただき改めて御礼申し上げます。

さて、緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除に伴う保育所等の対応について以下の通りお知らせします。

記

1 保育等の提供を縮小して実施する期間について

緊急事態措置を実施すべき区域の指定の解除が行われたことから保育等の提供を縮小して実施する期間はすでにお知らせしているとおり5月31日までとします。

2 6月1日以降の登園にあたって

引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、様々な取り組みを行う必要がございますので、利用される施設の案内を踏まえご対応ください。

なお、下記事項はすべての園において守っていただく事項となりますのでご確認ください。

- ①毎朝登園前に必ず検温し、お子様やご家族の健康状態を把握してください。
- ②発熱などの風邪の症状がある場合等には登園せず休養することを徹底してください。
同居のご家族に風邪症状がみられる場合も事前に園にご相談ください。
- ③園児本人が解熱後、24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは、引き続き家庭で保育をしてください。
- ④保育中、発熱が見られた場合は、保護者の方に連絡をしますので、速やかにお迎えをお願いします。

3 集団感染リスク低減に向けたお願い

緊急事態宣言は解除されましたが、今後も集団感染リスク低減のために、ご家庭での保育が可能な方は登園を控えるようお願いいたします。なお、6月1日から15日までの間は移行措置として、別紙「登園自粛（予定）申請書」を提出期限までに、利用される園に提出の上、登園を控えていただいた場合には、保育料・副食費を日割り計算にて返還いたします（6月16日以降は保育料・副食費の返還は行いません）。東久留米市在住の方のみが対象となります。また、小規模保育事業、家庭的保育事業をご利用されている方への保育料の返還に関する事及び私立認可保育園をご利用されている方への副食費（3歳から

5歳が対象)の返還に関する事、認証保育所、企業主導型保育事業をご利用されている方は、それぞれ利用されている各施設にお問い合わせください。

(1) 保育料の減額の対象について

① 対象となる園児

0歳児クラスから2歳児クラス

② 対象となる保育料

令和2年6月1日から6月15日までの期間で、登園自粛(予定)申請書を提出期限までに提出の上、登園を控えていただいた日に係る保育料

③ 減額の方法

日数により日割りで算出

(2) 副食費の減額の対象について

① 対象となる園児

3歳児クラスから5歳児クラス

私立認可保育園をご利用されている方は利用施設にお問い合わせください

② 対象となる副食費

令和2年6月1日から6月15日までの期間で、登園自粛(予定)申請書を提出期限までに提出の上、登園を控えていただいた日に係る副食費

③ 減額の方法

日数により日割りで算出

(3) 返還額の申請方法について

① 提出方法

「登園自粛(実績)申出書」に必要事項をご記入の上、ご利用の各施設を通じてご提出ください。

② 提出先

ご利用中の各施設

③ 提出期限

令和2年7月3日

以上

お問い合わせは

子ども家庭部子育て支援課 042-470-7745

登園自粛（予定）申請書
（6月1日から6月15日まで）

令和2年 月 日

保育施設長 様

申請者 住所
保護者氏名
電話番号

下記のとおり登園を自粛するので申請します。

1 利用児童名

児童名	在籍クラス

2 登園を自粛する日

上段：保育を必要とする日に○印を記入してください

下段：登園を自粛する日に○印を記入してください

	月	火	水	木	金	土
	6月1日	2日	3日	4日	5日	6日
上段						
下段						
	8日	9日	10日	11日	12日	13日
上段						
下段						
	15日					
上段						
下段						

3 提出期限

この登園自粛（予定）申請書は6月1日までにご提出ください。

年 月 日

東久留米市長 宛

届出人

住所

氏名

登園自粛（実績）申出書

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、登園自粛（予定）申請書のとおり、登園を自粛したので、利用者負担額の減額について届出します。

児童名		生年月日	
利用施設名			
対象期間	令和2年6月1日から6月15日まで		
理由	集団感染リスク低減のため登園を自粛したため。 登園自粛を申請した日数 【 】日のうち 登園を自粛した日数 【 】日		
利用者負担額の取り扱い	減額された利用者負担額について ①引落口座へ還付 ②7月以降の保育料へ充当 を希望		

（計算式）

変更後利用者負担額＝変更前利用者負担額×（開所日数－臨時休園等日数）÷25

施設記載欄

上記児童の期間中登園（出席）日数をご記入ください

施設記入 【 】日

※短時間や半日の登園も1日として計算してください。

施設確認印

--